普通預金規定

筑邦銀行

1.（取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

2.（証券類の受入れ）

(1)　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。

さらに、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受け入れをお断りする場合があります。

(2)　手形要件（とくに振出日、受取人）および小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3)　証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4)　手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5)　証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3.（振込金の受入れ）

(1)　この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2)　この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4.（受入証券類の決済、不渡り）

(1)　証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

(3)　前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5.（預金の払戻し）

(1)　この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

(2)　この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。

(3)　同日に数件の支払いをする場合にその総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）１，０００円以上について付利単位を１００円として、毎年２月と８月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1)　この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)　この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3)　届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4)　この通帳を再発行(汚損による再発行を含みます。)する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。

8.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9.（譲渡、質入れ等の禁止）

(1)　この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)　当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11.（取引の制限）

(1)　当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(2)　１年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3)　日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4)　前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(5)　前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

12.（解約等）

(1)　この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。

(2)　次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによ

りこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第11条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第11条第1項から第4項までに定める取引等の制限が１年以上に渡って解除されない場合

⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた時は、その損害金を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D．暴力団員等に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E．その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5)　前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1)　この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)　相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③　前1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)　相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)　相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.（成年後見人等の届け出）

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4)　前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5)　前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

16.（通帳による預金の払戻し）

通帳による普通預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用します。

(1)　原則として当行がちくぎんキャッシュカードを発行している預金者に限り、当行の現金自動預入支払機

（以下「預入支払機」といいます。）を使用してこの通帳により普通預金の払戻しができます。

(2)　預入支払機を使用して預金を払戻すときは預入支払機に通帳を挿入し、暗証番号（以下「暗証」といいます。）と金額ボタン等により操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

(3)　停電、故障等により預入支払機が停止しその取扱いができないときは前項の取扱いはできません。

(4)　暗証を変更するときは当行所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(5)　当行の預入支払機により通帳を確認し暗証を照合のうえ、普通預金を払戻しました場合には、通帳または暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。

17.（未利用口座管理手数料）

(1)　当行が別途定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻しがない場合には、この預金口座を未利用口座とし（ただし、未利用口座の対象外として当行が別途定める要件に該当する場合を除きます。）、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

(2)　当行は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。

(3)　未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4)　当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については返却いたしません。

(5)　解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

18.（規定の変更）

(1)　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（2026 年 10 月 1 日現在）